

## ☆手話言語条例☆



聞こえに障害のある方のコミュニケーション方法は、補聴器・筆談・要約筆記手話・口話等、その方の残存聴力によってさまざまです。

その障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会を確保することにより聞こえに障害のある人となない人との相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う聞こえの共生社会を推進するため京都市では平成28年4月に「手話言語条例」が施行されました。



### 京都市要約筆記サークル「かたつむり」

要約筆記者養成講座を修了して、毎月例会で「速く・正しく・読みやすく」を学習しています。京都市中途失聴・難聴者協会とともに、聴覚障害関係の諸団体と連携して、難聴者の豊かな暮らしのために、社会啓発を目指しています。

### 京都市聴覚障害者協会

京都市は、全国初の聴覚障害者に対する教育施設や手話サークルができる等、先進的な取り組みがあります。そのような中、手話を含む言語の選択の自由が保障される社会をめざし活動しています。京都市手話学習会「みみずく」や「つぼみの会」とともに、手話の学習を通じた普及にも努めています。

### 耳マーク

耳の不自由な方からこのマークを見せられたら、書いて伝えたり、ゆっくり大き目の声でお話したりするようお願いいたします。



### 京都市手話学習会「みみずく」東山支部

毎週火曜日 午後7時～8時45分  
東山総合庁舎で視覚障がいの方々と交流しながら、手話を学び障がい者への理解を広める活動をおこなっています。

### NPO法人京都市中途失聴・難聴者協会

病気・薬害・事故・騒音・老化等が原因で途中で聴力を失われた方や難聴の方に対して社会参加の促進や福祉の向上をめざして事業に取り組んでいます。

また、要約筆記者の養成講座(基礎～応用)難聴講座、相談事業、そして旅行やサークル活動等のレクリエーション事業も行っています。

### 会場



最寄り駅 京阪電車 清水五条駅 徒歩15分  
市バス 五条坂 徒歩3分

東山区社会福祉協議会HP



携帯電話でも情報提供中  
右のQRコードを読んで簡単にアクセス

【申込み・問い合わせ先】京都市東山区社会福祉協議会/東山区ボランティアセンター  
〒605-0863東山区五条通大和大路東入5丁目梅林町576-5 「やすらぎ・ふれあい館」内  
電話075-551-4849 Fax.075-551-4858 E-mail : yasufurekan@yasufurekan.com